

高遊原汚泥汲み取り

業務隊長	決 裁				
	派遣隊長	施設班長	工事企画	給排水係	管財
					

合 議				
管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理
				

仕 様 書

件 名	高遊原汚泥汲み取り	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 7年 2月 20日
		作 成 者	防衛事務官 梅井 美穂

1 総 則

本仕様書は、「高遊原汚泥汲み取り」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 実施事項

分屯地内浄化槽（500人槽×1基、5人槽×1基）の汚泥の汲み取り及び処分

4 一般事項

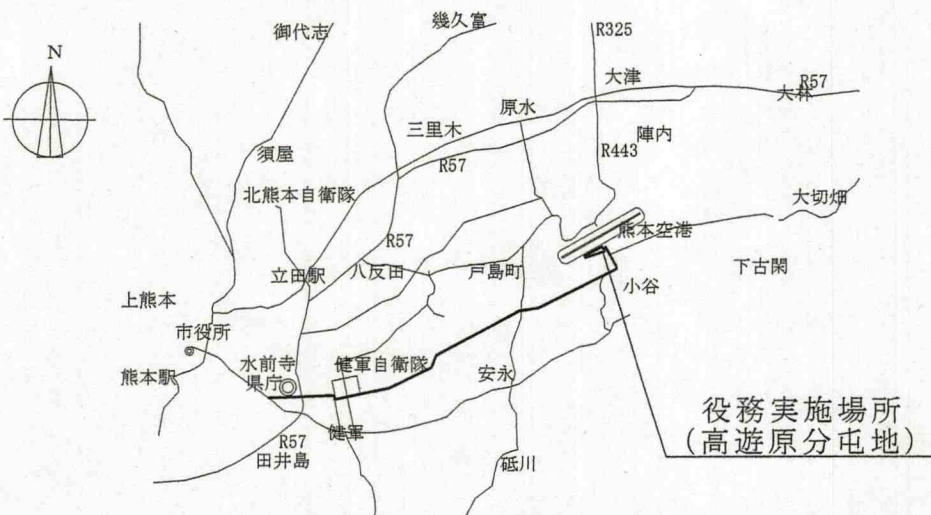
- (1) 本作業は、本仕様書による他、関係法令に基づき実施すること。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本役務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

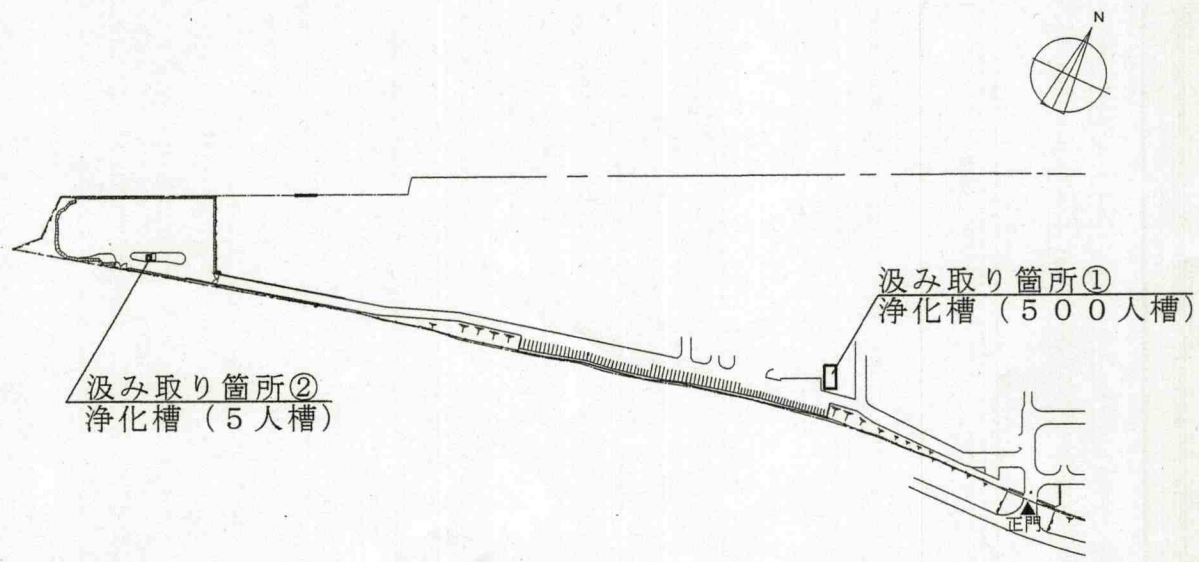
- (1) 汚泥汲み取りは四半期に1回行うものとし、汲み取り予定量は下表のとおりとする。また、実施日は監督官との調整によるものとする。

汲み取り時期	回数	汲み取り予定量
1 四半期（7年6月）	1回	18, 120kg
2 四半期（7年9月）	1回	18, 160kg
3 四半期（7年12月）	1回	18, 090kg
4 四半期（8年3月）	1回	18, 250kg
合 計	4回	72, 620kg

- (2) 汚泥搬出前には、監督官によるおよその汲み取り量の確認（回収車タンク目盛の読み）を受けるものとする。
- (3) 汚泥の汲み取り、運搬及び処分は法令で定められた基準で実施し、処分完了後に受入処分場の証明書等を提出するものとする。なお、運搬車両毎に計量票が発行される場合は、全ての計量票の写しも提出するものとする。



案内図 S=1:X



案内図 S=1:X